

日野市個人情報保護法施行条例（骨子案）に関するパブリックコメント実施結果報告

（意見の概要と市の考え方、条例案への反映方針）

【パブリックコメント】

実施期間：令和4年（2022年）9月1日（木曜）～令和4年（2022年）9月30日（金曜）

周知方法：市ホームページ、広報ひの

閲覧場所：市ホームページ、七生支所、豊田駅連絡所、市政図書室、市内図書館、総務課

※その他、「日野市パブリックコメント手続実施要綱」により実施

パブリックコメント募集結果

意見等件数8件・提案者数3名

1.骨子案への意見

項番	骨子案該当項目	意見及びその概要	市の考え方	条例案への反映について
1	<p>項目2 現行条例からの主な変更点 (2)個人情報利用状況の公表</p>	<p>個人情報ファイル簿1,000人以下で作成することにより、それに対する新たなリスクがありうると考えられます。たとえば、10人だけの個人情報ファイルでもファイル簿にいれるのであれば、それ相応の量数になると推測されます。取り扱い上の手間や費用がかかり、たとえば修正があった場合には市長への承認フロー等が増え、職員の負担が多くなりヒューマンエラーにつながる心配があります。また、漏洩リスクをどこまで広げるかの費用にかかわるため、日野市財政非常事態宣言中の金銭的な新たなリスクと推察されます。</p> <p>志は結構なことだが、漏洩した場合、個人の権利が著しく影響があると推測する項目（たとえば性指向や障がいレベルなど）が含まれていない個人情報ファイルは、1,000人以上でも問題ないのではないのでしょうか。また、費用対効果はどう考えているのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>個人情報ファイル簿の作成・公表は、保有する個人情報ファイルの種類や取扱いについて明らかにすることを目的としており、作成・公表すること自体が個人情報の保護に値することから、1,000人未満の個人情報ファイル簿においても適用するものです。</p> <p>個人情報ファイル簿自体には個人情報は含まれていないため、漏えいリスクの増加や、それに対する費用は生じません。</p> <p>本市ではこれまでも個人情報を取り扱う事務の届出書を作成してきました。そのため、1,000人未満を作成することによる職員の負担の増加は想定されません。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。ご意見として受けとめさせていただきます。</p>
2	<p>項目2 現行条例からの主な変更点 (2)個人情報利用状況の公表</p>	<p>「※作成することで個人が特定される等の場合は除く」との表記だけでは、基準があいまいであり、どのように判断するのが不明瞭です。どのように考えているのか、リスクと、その考え方について明記いただきたいです。</p> <p>また、1000人以下とあるが、1人でもファイル簿に記載、修正など行うのかを確認したいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>個人情報ファイル簿は、個人情報の利用目的や取扱う項目について記載したものであり、それ自体に個人情報は含まないため、1000人未満を作成・公表することによる漏えいリスクには繋がりません。しかし、個人情報ファイル簿の対象となる個人情報の数が極端に少なかったり、他の情報と照合することで個人の特定に繋がるなど特殊性をもった事例も想定されるため、このような表現にしております。</p> <p>また、個人情報ファイル簿の対象者が1人の場合は、当該情報が「個人情報ファイル」の定義である「体系的に構成したもの」に当てはまらないため、個人情報ファイル簿の作成は行いません。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。ご意見として受けとめさせていただきます、今後も検討を進めてまいります。</p>

3	<p>項目2 現行条例からの主な変更点 (4)死者の情報の取扱いについて</p>	<p>本件の大きな論点として「死者の個人情報取り扱い」があると考えています。災害時の行政マンパワー低下時、社会混乱時において、長たる日野市長が死亡やその他のほかの要因で判断できない時に迅速・システムティックに死者の情報をどのように取り扱うのかを具体的な手続きフローを日野市ウェブサイトにて明示すべきと提案します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 法では「死者の情報」を「個人情報」の定義に含めていないため、法施行条例において死者の情報についての取扱いを定めることはできません。 いただいたご意見につきましては、主管課である防災安全課へ共有させていただきます。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。ご意見として受けとめさせていただきます。</p>
4	<p>項目1 趣旨</p>	<p>国のルールに一元化されることで、これまでつくりあげてきた条例の内容が後退することを懸念します。全体的として、現行の水準を維持する姿勢があるのか、その方向性を表明していただきたいです。</p>	<p>ご指摘のとおり、個人情報の取扱いが国のルールに一元化されることで、これまでとは異なるルールで個人情報を取り扱うこととなります。 本市では法で許容される範囲内において、これまでの保護水準を維持するよう努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。</p>
5	<p>項目2 現行条例からの主な変更点 (3)開示決定等の期限</p>	<p>これは説明をみる限り後退になります。 開示請求から決定までの期間は、原則現状維持の14日以内、 最大30日以内とすべきと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 現行条例における開示決定等の期限は、原則請求日の翌日から14日以内、最大60日となります。 改正後の原則の期限は、法と統一し請求日の翌日から29日となりますが、最大60日に変更はありません。 今後も可能な限り迅速に対応することを各担当課に周知し、そのような運用に努めてまいります。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。ご意見として受けとめさせていただきます。</p>
6	<p>項目2 現行条例からの主な変更点 (4)死者の情報の取扱いについて</p>	<p>別途条例など定めが必要かと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 死者の情報が法の個人情報の定義に含まれていないことから、その取扱いについては様々な議論がなされております。別途条例を定めるためには、慎重な調査や研究が必要だと考えておりますので、現時点では、遺族の権利利益を保護するために、死者情報の開示のみの対応とし、これに関する制度を制定いたします。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。ご意見として受けとめさせていただきます、今後も死者の情報の取扱いの在り方について検討を進めて参ります。</p>
7	<p>その他 日野市情報公開・個人情報保護運営審議会について</p>	<p>審議会について こちらの説明では明らかではないですが、今後は審議会への諮問ができなくなると理解しています。 しかし報告を行うことがチェックにつながり、意見を聴くことが情報公開の機会へとつながると考えます。 これは担保されるのでしょうか。</p>	<p>改正法施行後の審議会への諮問は、保有する個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合にのみ可能です。諮問事項以外の内容についても法に許容される範囲において情報提供してまいります。</p>	<p>市の考え方は左記の通りです。</p>
8	<p>その他 日野市情報公開・個人情報保護運営審議会について</p>	<p>そもそも条例の整備について、審議会に諮問されたのでしょうか。 本来であれば答申を受けての素案ではないかと考えます。</p>	<p>個人情報保護法の改正に伴う例規整備等については、令和4年8月にその方向性について審議会へ諮問し、承認の旨の答申をいただいております。</p>	<p>—</p>